

第3部 第6期障がい福祉計画

第1章 基本的な考え方

第1節 国の基本方針

国は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」の主なポイントとして、次のような内容を示しています。

1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

5 発達障がいのある人等支援の一層の充実

- ・発達障がいのある人等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がいのある人等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

6 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今后果たすべき役割を明記する。
- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。

7 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

8 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について基本指針に盛り込む。

9 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

10 その他

- ・相談支援体制の充実強化
- ・障がい児通所支援体制の教育施策との連携

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本指針に示された基本的理念を踏まえて、配慮すべき点として次のような内容が掲げられています。市の対応とされているものについて目標を設定し、計画的な整備を行います。

1 必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む必要がある。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

6 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

第2章 令和5年度の目標値

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度として、目標値を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市における、令和元年度末の施設入所者数は、174人となっています。福祉施設の入所者の地域生活への移行の数値目標としては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末時点の入所者数を171人とし、施設入居者の削減割合を1.7%と定めます。

また、計画期間中の地域生活移行数を11人とし、地域生活への移行割合は6.3%と定めます。

【成果目標】

年度末時点入所者数		【目標値】令和5年度		【目標値】令和5年度	
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)	削減見込 (A-B)	削減割合 (A-B)/(A)	地域生活 移行者数(C)	移行割合 (C)/(A)
(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
174	171	3	1.7	11	6.3

【基本指針による算出方法】

当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

【成果目標】

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療(精神科)	5人	5人	5人
	医療(以外)	0人	0人	0人
	介護	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	6人	6人	6人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	6回	6回	6回
	評価	6回	6回	6回
精神障がい者の地域移行支援		2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援		4人	5人	6人
精神障がい者の共同生活援助		20人	20人	20人
精神障がい者の自立生活援助		0人	1人	2人

【基本指針による算出方法】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域定着支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立生活援助	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上を整備することを基本とするとされており、専門的人材の養成、確保を図って、令和5年度から事業を開始します。

【基本指針による算出方法】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、以下の国の基本指針を踏まえて、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を、次のように設定します。

【成果目標】

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業		(3)就労継続支援A型事業	
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)
11	14	3	4	3	4
(4)就労継続支援B型事業		(5)就労定着支援事業利用者数		(6)就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所	
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (%)		【目標値】 令和5年度 (%)	
5	6	70		70	

【基本指針による算出方法】

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

5 相談体制の充実強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応するための相談支援体制の充実強化を図ります。

【成果目標】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	3	3
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

【基本指針による算出方法】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

地域課題を新居浜市障がい者自立支援協議会において、抽出し、実現に向けて行政と障がい福祉サービス事業所との連携を図り、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

【成果目標】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12	12	12

【基本指針による算出方法】

- 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 指導監査結果の関係市町村との共有

第3章 障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策

各サービスの見込量の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

令和5年度の目標値の実現に向けて、障がい福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、第5期計画（平成30年度から令和2年度）の利用状況を踏まえながら、第6期にあたる令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量を設定します。

第1節 訪問系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ・食事等の介護、家事、その他生活全般にわたる援助等を行う。	障がい支援区分（以下「区分」という。）1以上である人
重度訪問介護	「居宅介護」に加え、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。	区分4以上（入院入所中は区分6）の、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、その他必要な援助等を行う。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護、排せつ等の介護、その他必要な援助を行う。	区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人につき、居宅介護等複数の障がい福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。	区分6に該当する、意思疎通に著しい困難がある人

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護	人/月	実績値	197	203	202
	時間/月	実績値	3,051	3,074	3,032
同行援護	人/月	実績値	53	49	47
	時間/月	実績値	1,266	1,197	894
重度訪問介護	人/月	実績値	2	2	1
	時間/月	実績値	248	245	214
行動援護	人/月	実績値	25	24	20
	時間/月	実績値	218	204	144
重度障がい者等包括支援	人/月	実績値	0	0	0
	時間/月	見込量	0	0	0
合 計	人/月	実績値	277	278	270
		見込量	310	322	335
	時間/月	実績値	4,783	4,720	4,284
		見込量	5,580	5,796	6,030

3 サービス見込量とその確保のための方策

訪問系サービスについては、サービス需要は今後も増加し、必要とされるものと見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

■ 訪問系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	203	204	205
	時間/月	3,074	3,080	3,095
同行援護	人/月	51	52	53
	時間/月	1,213	1,238	1,261
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	245	245	245
行動援護	人/月	24	25	26
	時間/月	204	213	221
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	279	282	285
	時間/月	4,736	4,776	4,822

【基本指針による見込量の考え方】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
生活介護	主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満で、区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上の障がい者 ・50歳以上で、区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者
自立訓練 （機能訓練）	原則として1年6か月間、理学・作業療法、必要なりハビリテーション等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な障がい者
自立訓練 （生活訓練）	原則として2年間、入浴、排せつ、食事等に関する訓練等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な障がい者
就労移行支援	原則として2年間、生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者
就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者
就労継続支援 B型（非雇用型）	就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者。次のいずれかに該当。</p> <p>a) 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な者。</p> <p>b) 就労移行支援事業を利用したが、B型事業の利用が適当と判断された者。</p> <p>c) a、bに該当せず、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p>
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話等を行うサービス	区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。区分5以上の進行性筋委縮症患者又は重症心身障がい者
短期入所	居宅で介護する者の病気その他の理由で施設へ短期間入所した利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス	区分1以上の障がい者等

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、生活介護、就労移行支援A型、療養介護はほぼ見込み通りですが、それ以外は見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活介護	人/月	実績値	363	360	357
		見込量	348	350	352
	人日/月	実績値	7,020	6,917	7,039
		見込量	6,682	6,720	6,758
自立訓練(機能訓練)	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	17	17	17
自立訓練(生活訓練)	人/月	実績値	9	7	6
		見込量	12	12	12
	人日/月	実績値	191	173	156
		見込量	254	254	254
就労移行支援	人/月	実績値	8	11	11
		見込量	15	16	17
	人日/月	実績値	118	170	168
		見込量	257	274	291
就労継続支援A型	人/月	実績値	103	107	109
		見込量	109	110	111
	人日/月	実績値	2,105	2,220	2,250
		見込量	2,180	2,200	2,220
就労継続支援B型	人/月	実績値	193	190	175
		見込量	213	216	219
	人日/月	実績値	2,995	2,982	2,809
		見込量	3,408	3,456	3,504
就労定着支援	人/月	実績値	1	1	1
		見込量	13	13	13
療養介護	人/月	実績値	19	19	19
		見込量	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	実績値	50	41	26
		見込量	60	65	70
	人日/月	実績値	480	266	250
		見込量	438	475	511

3 サービス見込量とその確保のための方策

今後も利用を希望する障がい者の増加が見込まれることから、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、障がい福祉サービスの利用状況や利用見込み等日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規参入を促進します。

また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行うとともに、事業所間の情報共有がスムーズに図れるように連携体制を構築します。

■ 日中活動系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	360	361	362
	人日/月	7,020	7,039	7,059
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	7	8	9
	人日/月	173	192	216
就労移行支援	人/月	13	14	15
	人日/月	221	238	255
就労継続支援A型	人/月	106	108	110
	人日/月	2,173	2,214	2,255
就労継続支援B型	人/月	185	187	189
	人日/月	2,960	2,992	3,024
就労定着支援	人/月	3	4	7
療養介護	人/月	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	40	41	41
	人日/月	266	272	272

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
生活介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
自立訓練 (機能訓練)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (生活訓練)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

サービスの種別	見込量算出の考え方
就労移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 A型(雇用型)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 B型(非雇用型)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援 B型事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
短期入所	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労定着支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第3節 居住系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居においての相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス	障がい者。(身体障がい者にあつては65歳未満の者。)
施設入所支援	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス	50歳未満では区分4以上、50歳以上では区分3以上の障がい者

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、施設入所支援は見込みどおりですが、それ以外は下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	19	19	19
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	71	87	91
		見込量	95	96	97
施設入所支援	人/月	実績値	177	174	174
		見込量	173	173	173

3 サービス見込量とその確保のための方策

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。

施設入所支援は、地域移行の推進により必要なサービス量の減少を見込んでいますが、今後も市内の事業所及び市外の事業所の利用など広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。

■ 居住系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	1	2
共同生活援助(合計)	人/月	93	105	105
共同生活援助 (介護サービス包括型)	人/月	57	63	63
共同生活援助 (外部サービス利用型)	人/月	23	29	29
共同生活援助 (日中サービス支援型)	人/月	13	13	13
施設入所支援	人/月	176	175	174

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

サービスの種別	見込量算出の考え方
共同生活援助 (グループホーム)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たって、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

第4節 相談支援（サービス等利用計画等作成）

1 サービスの概要

サービスの種別	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービス
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービス

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、計画相談支援は見込量を上回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画相談支援	人/月	実績値	143	176	213
		見込量	151	163	175
地域移行支援	人/月	実績値	3	2	2
		見込量	2	2	2
地域定着支援	人/月	実績値	7	5	4
		見込量	10	10	10

3 サービス見込量とその確保のための方策

相談支援体制の充実・強化を図るとともに、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとに、対象者の適切な把握に努めます。

■ 相談支援サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	185	187	189
地域移行支援	人/月	3	4	4
地域定着支援	人/月	5	6	7

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
計画相談支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第4章 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、障がいのある人及び家族介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等に関する地域生活支援事業を実施します。

第1節 実施事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、事業として研修会及び作品展を実施します。
相談支援事業	障がい者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。本市においては、専門性や継続性を確保し、障がい種別に応じ複数の拠点を設置し、相互に連携する相談支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な知的・精神障がい者に対し、本人の法定代理人として財産の管理などを行う成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に市が申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人等の報酬の負担が困難な場合にこれらの費用の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。本市においては、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、手話通訳者を市地域福祉課に設置、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。本市においては、社会福祉協議会に委託し、入門・基礎の各コースで手話奉仕員を養成しています。

事業名	事業内容
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。</p> <p>本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。</p>
地域活動支援センター機能強化事業	<p>地域活動支援センターが、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活支援の促進を図る事業です。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の事業形態があり、本市ではⅠ型とⅢ型を実施します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。</p>
生活訓練事業	<p>障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。本市では、視覚障がいのある人に対し、創作や季節の行事等を実施する教室や日常生活上必要な訓練・指導を行う事業を実施します。</p>
日中一時支援事業	<p>ア タイムケア事業</p> <p>障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業</p> <p>障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
社会参加促進事業	<p>スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p> <p>本市では、スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等事業、手話通訳・要約筆記奉仕員、点訳・音訳ボランティア等を養成する奉仕員養成研修、障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造費助成事業、リフト付き福祉バスの運行などを実施します。</p>
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	<p>地域生活支援事業実施要綱に基づき、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給します。</p> <p>また、施設入所者就職支度金の給付は入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。</p>

第2節 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業は、細かく分かれていることから見込量の推計が難しいところがありますが、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		見込量	4	6	1
	回/年	実績値	5	5	5
		見込量	1,307	1,647	575
	人/年	実績値	1,000	1,000	1,000
		見込量			
【相談支援事業】					
障がい者相談支援事業	委託事業所数	実績値	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	実績値	1	1	1
		見込量	7	8	8
【意思疎通支援事業】					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人/年	実績値	19	35	20
		見込量	22	22	22
手話通訳者設置事業	設置者数	実績値	2	2	2
		見込量	2	2	2
【日常生活用具給付等事業】					
介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	0	4	2
		見込量	13	13	13
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	17	14	16
		見込量	26	26	26
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	9	16	13
		見込量	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	151	154	153
		見込量	150	150	150
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	3,167	3,246	3,322
		見込量	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	実績値	1	2	2
		見込量	10	10	10
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	実績値	31	28	12
		見込量	28	28	28
移動支援事業	利用者数/年	実績値	64	51	58
		見込量	50	52	54
	延利用時間/年	実績値	2,586	2,425	2,506
		見込量	2,454	2,646	2,753
地域活動支援センター	実施箇所数	実績値	4	4	4
		見込量	4	4	4
	利用者数/月	実績値	162	165	163
		見込量	164	169	174

《任意事業》

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	実績値	7	6	6
		見込量	11	11	11
	人/年	実績値	43	38	41
		見込量	13	12	11
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	5	4	3
		見込量	9	9	9
生活訓練等事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	1	2	1
		見込量	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	回/年	実績値	24	22	25
		見込量	31	33	34
点字・声の広報等発行事業	回/年	実績値	12	12	12
		見込量	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	50	47	21
		見込量	45	45	45
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

2 サービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業については、新居浜市の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後とも、各事業のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	回/年	6	6	6
	人/年	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障がい者相談支援事業	委託事業所数	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	8	8	8

【意思疎通支援事業】

手話通訳者派遣事業	延人/年	25	25	25
要約筆記者派遣事業	延人/年	10	10	10
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	給付件数/年	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	153	153	153
排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,398	3,474	3,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	2	2	2

手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	31	31	31
移動支援事業	利用者数/年	58	58	58
	延利用時間/年	2,506	2,506	2,506
地域活動支援センター	実施箇所数	4	4	4
	利用者数/月	170	175	180

《任意事業》

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	41	41	41
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4
生活訓練等事業	実施箇所数	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	回/年	24	24	24
点字・声の広報等発行事業	回/年	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	50	50	50
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	1	1	1